

平成29年10月2日

(一部改正 平成30年5月29日)

(文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長決定)

公認心理師法附則第2条第2項第1号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣指定講習会実施要領

公認心理師法（平成27年法律第68号）附則第2条第2項第1号の規定に基づく文部科学大臣及び厚生労働大臣指定講習会（以下「現任者講習会」という。）については、以下のとおり実施するものとする。

1 実施主体

現任者講習会を行う者（以下「実施者」という。）は、一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を含む。）であって、講習会を適切に行うことができるものとすること。

2 指定の申請

現任者講習会を実施しようとする者が、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けようとするときは、原則として、受講者の募集を開始しようとする2か月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出し、その指定を受けること。

- ① 講習会の名称
- ② 実施者の名称及び主たる事務所の所在地
- ③ 講習科目並びにその科目を担当する講師の氏名、略歴及び担当時間数の一覧
- ④ 講習会場の名称及び所在地
- ⑤ 講習日程
- ⑥ 受講予定人数
- ⑦ 受講者から徴収する費用
- ⑧ 講習会に要する経費の収支予算
- ⑨ その他参考となる書類

3 運営

（1） 現任者講習会の科目名、内容及び時間は、別表に定める内容及び時間以上とすること。

（2） 実施者は、講習期間中利用できる教室を確保すること。

（3） 実施者は、現任者講習会の課程を修了した者（以下「修了者」という。）に対し、別記様式1による修了書を交付すること。なお、修了書は再交付しないこととする。

ただし、修了書を紛失等した修了者がいる場合、当該修了者の求めに応じ、修了書に代わる証明書として、別記様式2による修了証明書を交付すること。また、修了証明書の交付を求める修了者は、修了証明書交付申請書（任意様式）に、その事由、実施者の名称、現任者講習会の課程の修了年月日、氏名、生年月日等を記載の上、実施者へ申請すること。

（4）実施者は、受講者の出席状況を把握し、出席状況の不良な者（別表に定める内容及び時間以上の講習科目を修めていない者）に対しては、修了を認めないものとすること。

（5）実施者は、当該現任者講習会の終了後、速やかに次の事項を記載した現任者講習会実施状況報告書を提出すること。

- ① 受講人数
- ② 修了書を交付した者の氏名及び修了書番号
- ③ 当該現任者講習会に要した経費の収支決算
- ④ その他参考となる事項

（6）実施者は、現に就労している者が円滑に現任者講習会を受講することができるよう、日程については、平日・昼間の開講に限らず、土休日・夜間にも開講するなど、受講者の便宜に配慮すること。

（7）修了書を交付した者に関する記録その他の現任者講習会の実施に関する記録は、公認心理師法の施行の日（平成29年9月15日）から10年間適切に保管すること。

4 講師

現任者講習会の講師は、次のいずれかに該当するものであること。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（大学院、短期大学を含む。）において、心の健康に関する科目を担当する教授、准教授、助教又は講師の職にあり、又はあった者

（2）（1）に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するもの

5 指定の取消し

実施者が1、3又は4の規定に違反したと認められるときは、文部科学大臣及び厚生労働大臣はその指定を取り消すことができること。

6 その他

（1）現任者講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に相談することが望ましい。

（2） 実施者が当該現任者講習会を取りやめる場合は、その旨を速やかに届け出ること。

（3） 2の規定による申請書及び3（5）の規定による現任者講習会実施状況報告書の提出は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に文部科学省提出分も含め、2部提出すること。

別表

| 科 目 名 | 内 容 | 時 間 |
|---|---|-------|
| 公認心理師の職責 | ① 公認心理師の役割 ② 公認心理師の法的義務及び倫理 ③ 心理に関する支援を要する者等の安全の確保 ④ 情報の適切な取扱い ⑤ 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務 ⑥ 自己課題発見・解決能力 ⑦ 生涯学習への準備 ⑧ 多職種連携及び地域連携 | 1.5時間 |
| 主な分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）に関する制度 | 主な分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）に関する制度 | 7.5時間 |
| 主な分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）に関する課題と事例検討 | 主な分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）における心理社会的問題及び必要な支援 | 7.5時間 |
| 精神医学を含む医学に関する知識 | ① 精神疾患総論（代表的な精神疾患についての成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む。） ② 向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化 ③ 医療機関との連携 ④ 心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害 ⑤ がん、難病等の心理に関する支援が必要な主要な疾病 | 6時間 |
| 心理的アセスメント | ① 心理的アセスメントの目的及び倫理 ② 心理的アセスメントの観点及び展開 ③ 心理的アセスメントの方法（観察、面接及び心理検査） ④ 適切な記録及び報告 ⑤ 公認心理師の実践における心理的アセスメントの意義 ⑥ 心理的アセスメントに関する理論と方法 ⑦ 心理に関する相談、助言、指導等への応用 | 3時間 |
| 心理支援 | ① 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義、適応及び限界 ② 訪問による支援や地域支援の意義 | 3時間 |

| | | |
|---------|--|-------|
| | <p>③ 良好な人間関係を築くためのコミュニケーションの方法</p> <p>④ プライバシーへの配慮</p> <p>⑤ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援</p> <p>⑥ 心の健康教育に関する理論と方法</p> <p>⑦ 力動論に基づく心理療法の理論と方法</p> <p>⑧ 行動論・認知論に基づく心理療法の理論と方法</p> <p>⑨ その他の心理療法の理論と方法</p> <p>⑩ 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と方法</p> <p>⑪ 心理に関する相談、助言、指導等への応用</p> <p>⑫ 心理に関する支援を要する者の特性や状況に応じた適切な支援方法の選択・調整</p> | |
| 評価・振り返り | 現任者講習会受講者による評価・振り返り | 1.5時間 |
| | 合計 | 30時間 |

別記様式 1

第 号

修了書

氏 名
生 年 月 日

公認心理師法（平成27年法律第68号）附則第2条第2項第1号の規定に基づく下記の文部科学大臣及び厚生労働大臣指定講習会の課程を修了したことを証する。

記

講習会の名称
開催期間
開催場所

平成 年 月 日

実施者名

印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式 2

第 号

修了証明書

氏 名
生 年 月 日

公認心理師法（平成27年法律第68号）附則第2条第2項第1号の規定に基づく下記の文部科学大臣及び厚生労働大臣指定講習会の課程を修了したことを証明する。

記

講習会の名称
開催期間
開催場所

平成 年 月 日

実施者名

印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。